

令和4年御開帳関連事業における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方 (令和4年4月8日時点)

長野市
令和4年4月8日

これは、令和4年4月3日から6月29日まで執り行われる善光寺前立本尊御開帳とその関連祭礼及び催事並びに関係機関・団体が開催する行事等(御開帳関連事業)において、事業の実施者及び長野市が行う新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方を共有し、長野市全体の取組を推進するために作成したものです。

今後、新型コロナウイルス感染症の発生状況や国、長野県の対策などを踏まえ、適宜見直します。

I 各事業の実施者が行う取組

(1) 基本的な取組

- ・国及び県の対策、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づいた対策を実施する
- ・県認証制度の対象となっている業種においては、制度活用を検討する
- ・県が定める大規模イベントに該当する場合には、「感染防止安全計画」を作成して県に提出する
- ・県が定める大規模イベントに該当しない場合であっても、できるだけ「感染防止安全計画」を作成するよう努め、作成しない場合は「イベント開催時のチェックリスト」を公開する
- ・事業実施に従事する者(従事者)、事業に参加する者(参加者)の双方に対して、事前の周知も含め、(2)に記載する事項などの感染対策を徹底する

(2) 特に重点を置く感染対策

①マスク着用・大声禁止

- ・マスク(できるだけ不織布のもの)を着用し、鼻と口を確実に覆う
- ・マスクをしていても大きな声を出さない

②手指衛生(手洗い・手指消毒)

- ・石けんと流水による手洗いを基本とし、困難な場合にはアルコールによる手指消毒を行う
- ・屋内や区画への出入りの時、他者が触れる物に触れる前・後に実施する

③施設・物品等の消毒

- ・多くの者の手が触れる場所や物に対して定期的に(少なくとも1日に1回)消毒を行う
- ・アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等有効性の認められた薬剤を、適正な濃度及び方法で使用する

④密閉の回避 = 換気

- ・人が立ち入る屋内では常時換気やこまめな換気(1時間に2回以上・1回5分以上)を行う

⑤密集・密接の回避

- ・人ととの間隔ができるだけ1メートル以上となるよう居合わせる人数を調整する
- ・1メートル未満になる場合にはマスク着用・大声禁止、飲食禁止を徹底する

⑥飲食時の感染対策

- ・飲食者に対して出入りの際の手指衛生、飲食時の発声禁止、飲食以外の時のマスク着用・大声禁止を徹底する
- ・換気、人ととの間隔確保(できれば1メートル以上)、対面席間に隔離板の設置を行う
- ・屋外であっても人との距離が1メートル未満となる場所での飲食を禁止する

⑦発熱、咳・咽頭痛などの体調確認

- ・従事者、参加者いずれも、臨場する2週間前から自身及び同居者における発熱、咳・咽頭痛など体調を確認し、何らかの症状が認められた場合には臨場しない
- ⑧体調不良者が発生した場合の対応の確認
 - ・従事者や参加者に体調不良が認められた時の受診医療機関または相談先（「2 長野市の取組」参照）
 - ・体調不良者が受診するまでの待機場所（人との接触が避けられる場所）と受診時の交通手段
- ⑨感染対策の実施の確認
 - ・感染対策が適切に実施できているか確認する方法及び頻度をあらかじめ定めておき、事業実施期間中に確認して、その結果を記録する

2 長野市の取組

(1) 庁内体制の構築

- ①長野市御開帳関連事業感染症対策チーム
 - ・御開帳関連事業に関する庁内部局が連携して感染症対策に取り組む
- ②長野市新型コロナウイルス感染症有識者会議
 - ・長野市の新型コロナウイルス感染症対策について専門家の立場から協議する
 - ・御開帳関連事業における感染対策についても協議する

(2) 県などの関係機関・団体との連携の推進

- ・県と緊密に情報共有し、双方の取組の調整などを行う
- ・必要に応じて、事業の実施者や関係機関・団体による連絡会議を開催し、連携を図る

(3) 各事業の実施者への支援

- ・各事業の実施者の要請などを踏まえ、感染対策に必要な情報提供や助言、「感染防止安全計画」や「イベント開催時のチェックリスト」作成への支援及び確認を行う

(4) 体調不良者の受診医療機関などの周知

- ・市公式サイトを通じて長野県が公表している診療・検査医療機関を周知する
- ・受診先が不明な場合の受診相談センターを周知する

(5) 参加者に対する感染対策への協力依頼

- ・マスク着用など「1(2)特に重点を置く感染対策」記載事項を中心に感染対策を徹底するよう依頼する
- ・体調不良時には参加を見合わせることを依頼する

(6) 医療機関への協力依頼

- ・体調不良者の診療・検査などについて協力を依頼する

(7) 救急搬送体制の整備

- ・消防局に警戒本部を設置し、災害・救急時の迅速な対応に向けた取り組みを行う

(8) 感染対策の実施の確認

- ・事業の実施者による感染対策が適切に実施できているか確認する方法及び頻度をあらかじめ定めておき、御開帳関連事業開催期間中に確認して、その結果を記録する

3 感染者が発生した場合の対応

(1) 市保健所が行う調査への協力

- ・事業の実施者は、市保健所が行う調査及び対応に協力する

(2) 濃厚接触者の特定が困難な場合

- ・感染者の濃厚接触者が特定できない場合、市保健所は、感染の可能性がある場所、時間、イベント名などを公表し、濃厚接触者の把握に努める

4 感染拡大時等の対応

- (1) 各事業の実施者は、市内、県内及び国内の発生状況、国・県の対策などを踏まえ、相互に連携や情報共有を図りながら、事業の縮小、休止、中断などについて、以下をめやすとして対応する

県の感染警戒レベルとイベント等実施の判断

長野圏域の感染警戒レベル	直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	医療アラート未発出 ・医療警報	医療特別警報	医療非常事態宣言
1	—			
2 (注意報)	15.0人以上	感染対策を実施しながら開催	感染対策を徹底しながら開催	
3 (警報)	30.0人以上			
4 (特別警報Ⅰ)	60.0人以上	感染対策を徹底しながら開催	感染リスクを更に下げる取組みをして開催※	
5 (特別警報Ⅱ)	90.0人以上	感染リスクを更に下げる取組みをして開催※	感染の状況に応じてイベントの中止又は延期について県の要請等を踏まえて検討	
6 (まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言)				

※ 取組みの例

- ・飲食物の提供を控える
- ・屋内では人ととの距離を1m以上確保する
- ・大声を出さないなど

(2) 長野圏域における感染警戒レベルに応じた事業への参加に関する県内外への情報発信

- ・住所地を所管する都道府県から発出されている感染警戒レベル等に応じた外出に関するよびかけを踏まえた行動を促す
- ・事業実施者及び長野市は、長野圏域の感染警戒レベルに応じた対応に関する情報について、ホームページやメディア等を通じて発信する

(3) 緊急連絡会議の開催

- ・長野市は、常時感染状況のモニタリングを行い、定期的に関連事業者と情報共有する
- ・感染者の増加や、事業の運営に影響を与えるような事象が認められた場合には、緊急に連絡会議を開き、状況の確認及び事業の実施について意見交換を行う
- ・各事業の実施者は、会議の内容を踏まえて事業の実施を判断する